

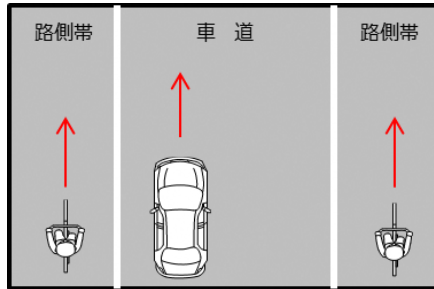
ねん 年	くみ 組	なまえ 名前
---------	---------	-----------

れいわ ねん がつごう
令和5年2月号



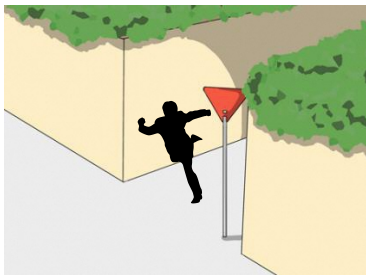
こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(5・6年生用)

- ① 下の図の道路を自転車で走行するとき、路側帯（道路のはしの白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。正しい場合は○を、間違ってれば×を書きましょう。



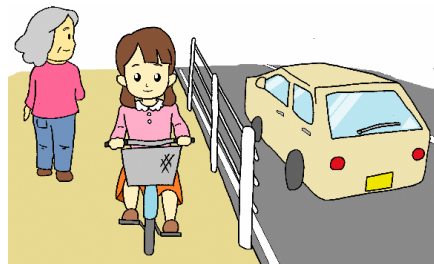
答え

- ② 次の問題を読んで、わくの中に答えを書きましょう。下の図のような場所を通るときは、どんなことに注意して通らないといけないでしょうか？



答え

- ③ 自転車で歩道を通るときは、側によってじよ行し、歩いている人の通行をさまたげるときは、一時停止する。に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
1. 中心 2. 車道 3. 歩道



答え



交通安全テスト (5・6年生用)

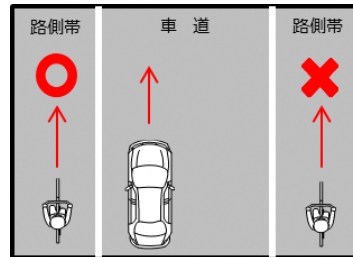


答え合わせ

- ① 下の図の道路を自転車で走行するとき、路側帯（道路のはしの白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。
正しければ ○ を、間ちがっていれば × を書きましょう。

★解説★

道路の左側の路側帯は走行できますが、
右側の路側帯は走行することができません。
自転車も車両の仲間です。
左側走行を守りましょう。



- ② 次の問題を読んで、わくの中に答えを書きましょう。
下の図のような場所を通るときは、どんなことに注意して通らないといけないでしょうか？

★解説★

周りが見えにくい場所は、
車やバイクの運転手からも自分のすがたが見えない
のでとてもあぶないです。
道路のはしで立ち止ま
って、車やバイクが来ていないか、右左をしっかりと
確認してから通らしましょう。



答え

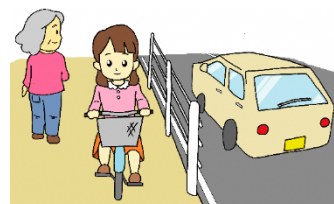
道路のはしで立ち止ま
って、車やバイクが来て
いないか、右左をしっかりと
確認にする。

など

- ③ 自転車で歩道を通るときは、側によってじょ行し、歩いている人の
通行をさまたげるときは、一時停止する。
に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
1. 中心 2. 車道 3. 歩道

★解説★

自転車で歩道を通るときは、**車道側**の部分
じょ行（すぐに停止できる速度）しなければなら
ず、また、歩いている人の通行をさまたげる
ときは、一時停止しなければなりません。



2

＜交通安全テスト＞ 解答・解説（5・6年生用）

- ① 下の図の道路を自転車で走行するとき、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

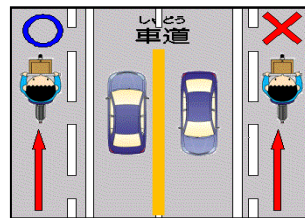
- ★ 自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することはできるが、右側部分の路側帯を通行することはできません。
- 道路交通法 第17条第1項（通行区分（抜粋））
車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。
- 道路交通法 第17条の2（軽車両の路側帯通行）
 - ・ 第1項
軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。
- ※ 自転車で道路の右側部分の路側帯を通行すれば通行区分違反になります。
 - ・ 第2項
前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

＜指導のポイント＞

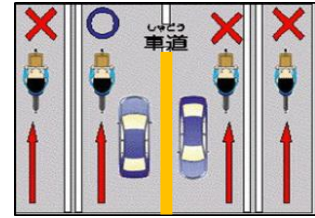
路側帯は3種類あります。



- ※ 路側帯
(白い1本線)
左側の路側帯は通行できる。



- ※ 駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)
左側の路側帯は通行できる。



- ※ 歩行者用路側帯
(白い線が2本)
通行できない。
車道の左端のみ可。

- ② 次の問題を読んで、枠の中に答えを書きましょう。
下の図のような場所を通るときは、どんなことに注意して通らないといけないでしょうか？

【問題のポイント】

- ★ 交差点や見通しの悪いところを通るときは、道路の端で立ち止まって、右左、周囲の安全確認をしてから通らしましょう。

【関係法令等】

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとする場合）

するとき)

- (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
- (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましょう。
- (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
- (5) 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。
- (6) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気を付けましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

子どもの歩行中の交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

信号機のない小さな交差点や曲がり角などでも、必ず一旦立ち止まり、しっかりと安全確認をしましょう。

③ 自転車で歩道を通るときは、~~~~~側によってじょ行し、歩いている人の通行をさまたげるときは、一時停止する。

~~~~~に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。

1. 中心      2. 車道      3. 歩道      【2】

#### 【問題のポイント】

- ★ 自転車で歩道を通るときは、車道側に寄って徐行し、歩行者の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。

#### 【関係法令等】

##### ● 道路交通法 第17条第1項（通行区分）

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

##### ● 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

###### 第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 2 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

- 3 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

#### 第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

- 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

法（道路交通法）第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

1 児童及び幼児

2 70歳以上の者

3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識や標示があるとき。

イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。

ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなく、歩道の状況に応じた安全な速度と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

#### <指導のポイント>

自転車は車の仲間であり、原則車道を走行しなければなりません。

13歳未満の子供は歩道を走行することができます。

歩道を走れる場合でも歩行者がいるときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

自転車で歩道を走行する場合は、周囲に注意し、車道寄りを徐行しましょう。